



# OSS 会員研修(提案力コンテスト)配信ご案内

新規配信案内

JPBM 会員研修 (提案力コンテスト)

## テーマ 「2019 年全国提案力コンテスト・入賞チームプレゼンテーション」

### 【掲載期間予定】

・ 2019 年 8 月 29 日  
～ 2020 年 3 月 31 日

### 【収録時間予定】

・ 約 60 分  
(コマ数 : 3)

去る 7 月 18 日に開催されました第 23 回となる「全国提案力コンテスト」。下記の課題・問題に対して参加チームがしのぎを削り、熱のこもった提案発表が繰り広げられました。今回 OSS 会員研修にて入賞作品の発表の様態を配信いたします。

### <主な内容>

#### ・入賞チームプレゼンテーション

金賞：コンパッソ税理士法人 銀賞：中央会計税理士法人 銅賞：ミッドランド税理士法人 B

#### ・第 23 回全国提案力コンテスト 概要

課題：X は不動産業を営む M 社を経営。子供は長男 A と長女 B の 2 人で妻とは死別。娘 H を持つ Z と再婚している。将来は A に事業を相続させたいが 10 年内では考えていない。Z と B が自分の死後も安定して暮らしていけるように配慮したいが、Z が相続で取得する財産については、Z の娘 H ではなく、B に相続させたい。

問題 (1)：事業承継税制の特例制度を利用してできるだけ遅く事業承継するためには、どのようなスケジュールでどのようなことを行ったらよいか。

(2)：今のように一般と特例の制度が併存しているのでは、事業承継のタイミングが限られてしまい個々の経営者のニーズに合わないように思う。考えをお聞かせ願いたい。

(3)：X の死後、不動産又は不動産から生じる収益は、まず Z に相続させ、Z の死後は、Z の娘 H ではなく、B に相続させたい。その場合の方法として、遺言で賃貸マンションを自分の不動産管理会社に民事信託し、その信託受益権を Z に相続させ、Z の死後は、信託受益権を B が取得するものとする。この場合、B に対する相続税の課税はどうか。また、Z の娘 H に対する遺留分は考慮しなくても問題ないか。

(4)：もう一つの方法として、5 年後に賃貸マンションを自分の不動産管理会社に信託期間 20 年で民事信託し、収益受益権は X がそのまま保持し、元本受益権のみを B に贈与しておく。その後、遺言で、自分の死亡時に、Z に収益受益権を相続させることとする。そうすると、相続税上配偶者の特例があり、B は軽い贈与税負担で、Z の死後マンションを取得できることになる。課税上問題ないだろうか、他

※今後の予定：全国大会・全国統一研修会を編集して掲載します。(9 月以降順次掲載予定)

※お問合せ：JPBM 本部事務局 TEL03-3253-4711 info@jpbm.or.jp 担当：若松、佐伯